書評

朴 裕河 (パク・ユハ) 著 『歴史と向き合う 日韓問題—対立から対話へ』

李宇衍(イ・ウヨン、落星台経済研究所研究委員) 崔碩栄 (翻訳)

本書は「第1章 冷戦崩壊と日韓関係、第2章 徴用工訴訟問題、第3章 慰安婦問題、第4章 日韓併合・日韓協定 第5章 歴史との向き合い方」で構成されている。1~3章は各々の章について、そして4~5章はまとめて内容を紹介して感想を述べる。ただし、すべての書評がそうであるように、紹介は評者(李宇衍)の主観によるものであり、著者(朴裕河)の立場では不十分なものかもしれない。

第1章は、慰安婦や徴用などの歴史問題を中心とし、1990年代以降の韓国で「反日」が強力に台頭した現象と原因について述べている。 実際、明確に把握することは難しいが、著者は社会主義圏が崩壊した後、冷戦体制の下で抑圧されていた左派勢力が噴出し、歴史問題でも議論を主導するようになったためだと見ているようだ。 もちろん、あり得る論理だ。

しかし、冷戦体制の崩壊が左派勢力の反日を拡大させた背景になったのは事実であるが、必然的な原因として見るのには無理がある。50年間、日本の植民地支配を受けてきた台湾では、そのような現象は現れなかった。また、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの多くの国が植民地統治を受け、第二次大戦以降、解放された。40年余り韓国に滞在している産経新聞の黒田勝弘論説委員が、ちょうど今年(2022年)韓国で出版した『誰が歴史を歪曲するか』で同じ問題を提起している。黒田氏は経済成長、87年民主化運動の成功、88年オリンピックの成功を背景に韓国人に「自信」が生まれ、それがその後の日本に対する「優越意識」に転化したと語る。このようなアプローチも重要だ。

評者は反日を志向し、利用しようとする「政治勢力」を追加で指摘したい。 失敗したとはいえ、去る数年間、「共に民主党」や左派勢力が見せた「反日キャンペーン」を知っている読者としては、当然この問題を思い出すだろう。 1992年に発足した金泳三 (キム・ヨンサム) 政権は、「3党合党」 という生まれつきの不純さを消すために、「歴史立て直し」を掲げ、過去との断絶、そして大胆にも1948年大韓民国の建国さえも格下げし、1919年の臨時政府から大韓民国の正統性と起源を探そうとし、その核心的イデオロギーは反日民族主義だった。金泳三大統領は就任演説で「どの同盟国も民族に勝るものではない」と述べた。

一方、1987年の民主化運動で大統領直接選挙という成功を勝ち取った左派運動勢力は、「朝鮮は一つだ」という民族統一運動へと活動領域を拡大し、陣地戦を繰り広げ始めた。 87年「民主化運動」を主導した主思派(主体思想派)は、米国を敵とする反帝民族解放革 命の本領をやっと目指せるようになったのだ。

左派女性運動界では、日本の「良心勢力」がかつて提起した慰安婦問題を偶然に発見した後、予想だにしなかったほどの国民の反応に力を得て、それに「オールイン」する勢力が形成された。 彼らは「民族の受難」を象徴する少女慰安婦というイメージを拡散しながら、「韓国挺身隊問題対策協議会」(以下 挺対協)という膨大な組織の下に集結した。 評者は、このような政界と運動家の戦略戦術が1990年代以降、反日種族主義が盛んになった原因だと思う。

Ш

第2章は著者がこれまで扱ったことのない徴用問題だ。著者の考えは『朝鮮人強制連行』という本を出した東京大学の外村大教授に似ているように見えるが、動員においては「強制連行が全くなかったわけではなく」、日本での労働と生活は「差別と暴行、事故や疾病による死が日常化」した状況だったと主張する。

評者はそれに同意しない。第一に、著者が言う「徴用」とは何を指すのか? 文字通りの 徴用は1944年9月から実施され、25~30万人が動員されたと推定されている。朝鮮人労働者の戦時動員は、昭和14年9月から「募集」と「官斡旋」、一般的に個人の自由意志による渡日という形で始まり、その人数は43~48万人と考えられている。日本に渡ったこれらの戦時労働者は計73万人余りだ。

多くの韓国研究者が、これらの戦時労働者がすべて、応じなければ法的処罰が伴う国家的強制動員、すなわち「徴用」と通称して事実を歪曲してきた。その結果、一般の韓国人は実態とかけ離れた「常識」を持つようになった。 著者の叙述は、これら73万人全員を通称しているかのように見える。そうだとすれば、この内容は既存の研究者と同じ過ちを犯すものとなる。

第二に、朝鮮人の労働と生活についての記述から、安懐南(アン・フェナム、1909~?) の小説『ソ(牛)』と『ブル(火)』を重要な資料として利用しているという点だ。『ソ(牛)』で徴用された朝鮮人主人公は自分を「牛」になったと思い、『ブル(火)』では「48人のうち7人だけが生きて帰ってきた」という話が出てくるが、著者はこれをまるで実態でもあるかのように叙述する。

「牛」や「奴隷」という自己認識であったり、企業の朝鮮人に対する極度に劣悪な待遇というのは、当時の資料が示す内容と全く異なっている。盧武鉉政権(2003~2008)が6千億ウォンの「慰労金」を支給しながら作った国家機関によって収集、採録された証言は政治的に深刻に歪曲されている。慰労金支給前の彼らの回顧は、「苦労はしたが生きていく上で良い経験になった」「やはり新世界だった」という健全さがベースに感じられる情緒だった。

死亡者数に関する話は、統計的実態を深刻に歪曲している。著者はSNSを通じて、評者に回答し、「残りの41人が皆死んだという意味ではなく、日本に残った人も多いという意味」と云う。しかし、これも事実ではない。終戦とともに職を失った戦時労働者は、ほぼ全員が朝鮮に戻った。1960年代に行われた日本政府の調査によると、当時の在日朝鮮人のうち戦時労働者出身は2%にもならなかった。

「差別と暴行、事故と疾病による死」という記述に関連して、一つの数字を紹介したい。

1939年~45年の間、戦争と関係なく純粋な自由意志で日本に短期労働移民した朝鮮人が 戦時労働者の2.3倍の170万人いた。当時、朝鮮南部の20代~30代の青年が260万人ほど であったのだから、韓国史上初の大規模移民が展開された歴史的事件であった。

彼らのうちの大部分が戦時労働者と同じ場所で、同じ条件で仕事をし、生活した。戦時労働者とそれ以外の労働者が一緒に働く場所であれ、あるいはそれ以外の労働者だけがいる場所であれ、朝鮮人がこのように入り混じった状況で、戦時労働者だけに対して劣悪な待遇をするということはあり得ないことだ。戦時労働者の実態が、著者が小説を引用して主張するようなものであったとすれば、戦時労働者以外の労働者170万人は、自ら奴隷になって死ぬことを志願した、ということになる。

著者は安懐南(アン・フェナム)を「作家」、「知識人」と紹介するにとどまる。しかし、安懐南は短い徴用生活を送った後、8.15(終戦)とともに帰国した。その直後には「朝鮮文学建設本部」と「朝鮮文学同盟」という共産主義文学団体の結成に、小説分科委員長として参加した。小説『牛』は1945年に、『火』は1946年に書かれた。彼は1947年に自ら北朝鮮政権下に入った。朝鮮戦争中には「従軍作家団」として韓国に侵入して、同僚たちを率いて北に戻るなどしたが、その後、1960年代に粛清された。このような事実について、著者は言及しない。

共産主義者の小説だ、だからその小説は無条件に信じられないと主張しようとするものではない。しかし、第一次世界大戦から第二次世界大戦までの間に世界の共産主義者がとった戦略戦術を考慮する必要がある。彼らは第1段階の革命として、政治的には「反帝反ファッショ民族解放闘争」、組織的には「統一戦線」の構築を当面の課題に設定し、この第1段階の革命を急速に第2段階の社会主義革命に発展させるという戦略をとっていた。 朝鮮の共産主義者も同じで、日本は「帝国主義」、朝鮮人は牛や馬と変わらないその「奴隷」として、革命の主体勢力だったのだ。

共産主義作家たちにとって文学は革命のための宣伝扇動の手段であり、共産主義文学運動の先頭に立っていた安懐南は、このような戦略戦術に忠実に小説を書いたのだ。よく知られているように、共産主義革命家にとって革命課題の遂行は自分の存在理由だ。彼が『牛』と『火』を書いたのは反日・反米・反帝国主義革命のために、その主体勢力である朝鮮人に闘争を宣伝扇動するためだ。安懐南はそれを遂行することにおいて、むしろ純粋だった。日本が実施した徴用について共産主義作家の安懐南が書いた「創作」が、朝鮮人を対象とした宣伝扇動だったのは極めて当然のことだ。そこに「徴用の真実」を期待できるだろうか。

SNSを通して行った評者のこのような指摘に対し、小説を引用しながら「想像力を膨らませることが先だ」という著者の返答に大いに驚いた。少し前に、ある慰安婦研究者が「資料を越えて想像力を動員しよう」と話すのを聞き、呆れ返ったことが思い出された。

Ш

次に第3章「慰安婦問題」だ。 慰安婦の動員と慰安所での生活については、過去の著書『帝国の慰安婦』と同じ立場である。 慰安婦となる経路は多様であり、官憲による強制連行が一般的にはありえない「構造」であり、慰安所では「文字通りの〈奴隷〉」状態だったと主張する。少なくともこれに限っては、「広い意味での強制」や「構造的強制」を主張

する中央大学の吉見義明の見解と似ている。 著者はこのような判断に直ちに反発する。 問題を単純化しすぎて議論を白黒の極端に追い込んでいるという指摘だ。その代わり、 多様な形態と側面を察することを注文する。

学問は個別事例やその特殊性を列挙するだけでは成立できず、要約と分類が出発であり基礎となる。上で述べたように、著者自身も「構造」をたびたび強調しているのではないか。問題の多様な側面と複雑性を追求すると共に、それを貫く制度と構造を把握し、多くの事例が持つ一般的な性格を議論することがすべての学問の基本だ。

評者は慰安婦を戦場の性労働者と認識する。彼女らは例外的な場合を除けば強制連行された性労働者ではなく、前借金を受け取り、雇い主(業者)と長期労働を契約した性労働者であった。最近、韓国社会で大騒ぎになっている話題であるが、米ハーバード大学のラムザイヤー教授は、「年季奉公契約(indentured servitude contract)」が、戦前政府管理(許可制、義務的健康診断、集娼形態と移動制限)の下で売春業を営んでいた公娼や戦時慰安婦が雇い主と結ぶ契約関係の特性であることを明らかにし、慰安婦が奴隷ではなく長期契約労働者であったことを間接的に主張した。

この内容の重要性とラムザイヤー教授の主張が韓国社会に起こした影響の大きさを考えると、著者がこの問題を本格的に扱わなかったことは理解し難い。あるいは、一般的な構造や制度の把握をできるだけ避けようとする著者の学問的態度・方法と関係があるのかもしれない。

慰安婦は、もちろん個人差はあるが、他の職種に比べてかなり高い収入が保障され、その金を朝鮮にいる家族に送金したり、公娼と同様に前借金を償還したり、公娼よりはるかに短かった契約期間が終了すれば朝鮮に帰国したり、契約を延長したりした。それに対する具体的で豊富な証拠を『日本軍慰安所管理人の日記』(2013 安秉直訳、イスップ)で確認することができる。

戦闘現場から近くて移動に危険が伴うため、移動は事業主の引率や許可を受けなければならないといった制限があったが、これは軍人、軍属、看護婦などはもちろん、戦前の公娼も同じだ。 終戦の混乱でそれまで稼いできたお金を紛失したり、軍票が一瞬にして価値を失う不運に見舞われた慰安婦もいたが、それは終戦以前に帰還した人々とは関係ない。このような点で、著者が「奴隷状態」という根拠が気になる。公娼も奴隷状態だったと考えているのだろうか。

慰安婦に関連して、本書にある新しく有益な叙述の中に挺対協(現正義連)の北朝鮮支援と彼らとの協力に関する部分を挙げられる。北朝鮮が慰安婦問題解決を目標として掲げた「従軍慰安婦および太平洋戦争被害者補償対策委員会」は「事実上政府の一部」であり、国連で挺対協などとともに慰安婦問題を訴えた日本の「朝鮮人強制連行真相調査団」も、代表は「北朝鮮国籍」だった。

1991年1月、平壌で開かれた第1回日朝国交正常化交渉で、北朝鮮は慰安婦問題を提起し、補償措置を要求した。北朝鮮は国連でも日本の「良心的」弁護士や挺対協などの慰安婦運動団体と連帯して慰安婦問題を提起した。北朝鮮も慰安婦運動を始めたのだ。 挺対協と北朝鮮担当機構は1991年5月に東京、同年11月にソウル、1992年9月に平壌で会議を開いた。両者は「緊密に協力する関係」であり、国連人権委員会でも年に2回は会ったという。

尹美香 (ユン・ミヒャン) 前挺対協代表は1992年8月、早くも「北朝鮮では政治的に日朝国交正常化交渉を進めながら、戦争犯罪賠償を確実に受け取ろうとしている。今は南北双方が日本から挺身隊問題に対する真相究明を促し、賠償を受けるのに十分な主体的な力量を整えていく時期だ」と語った。 主思派的な宣伝の匂いがする言葉だ。

挺対協が朝鮮と日本を、植民地と宗主国の関係ではなく「交戦国」という論理を取り入れた背景には、慰安婦問題を利用して日朝国交正常化交渉で北朝鮮の交渉力を増大させる意図があったと著者は主張する。多くの読者がこの段階で尹美香の夫と義姉が逮捕、処罰された1993年の「兄妹スパイ団事件」を思い出すだろう。

IV

第4章、第5章にも注目すべき叙述が多い。第一に、「韓日併合不法論」が1990年代から初めて提起されたという事実だ。韓国ではソウル大学の李泰鎭(イ・テジン)教授がこれを主張する本を1995年に発刊し、日本でも戸塚悦郎弁護士がこの問題を提起した。戸塚氏は慰安婦問題を国連に持ち込み、1996年に人権委員会が「クマラスワミ報告書」を作成、採択するのに大きく貢献したが、評者から見れば「慰安婦問題のグローバル化」の先駆けであり、「慰安婦性奴隷説」の創始者である。

著者の脚注を確認すると、戸塚が「韓日併合不法論」を提起したのは1993年だ。1993年、盧泰愚 (ノ・テウ) 元大統領は日本メディアとのインタビューで、「実際は日本の言論機関の方がこの問題を提起し、我が国の国民の反日感情を焚きつけ、国民を憤激させてしまった」と述べた。 韓国の反日は日本によって始まった、という意味だ。 日本の反日左派である「良心勢力」は慰安婦問題を急ごしらえして韓国に輸出し、互いに両国を行き来しながら共同活動を行い、国連、北米、欧州などの国際舞台に進出した。「韓日併合不法論」も同様ではないか、疑ってみるべきだ。

著者の紹介によると、戸塚は「韓日併合不法」を主張することで朝鮮と日本の関係を植民地と宗主国の関係ではなく「交戦国」関係に置き換え、それで国際法上合法行為と認められる戦時徴兵や徴用さえも不法行為と規定し、賠償を要求できる根拠として提示した。それと共に慰安婦制度を「強姦」ではなく、交戦国国民に対する「人道に反する罪」、すなわち「戦争犯罪」として治罪できる論理的前提を作った。

雲をつかむような論理だが、韓国の裁判所はこれを受け入れた。2018年10月30日、最高裁は4人の韓国人が日本の新日鐵住金を相手に起こした損害賠償請求訴訟で、被告が原告に1億ウォンずつを賠償せよとの判決を下し、韓日関係を1965年国交正常化以後、最大の危機に追い込んだ。この時、最も重要な判決の論理が「日本政府の朝鮮半島に対する不法的な植民地支配および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員」というものだ。2021年1月8日、元慰安婦裴春姫(ペ・チュンヒ)他11人が日本政府を相手に起こした訴訟で、ソウル中央地裁が原告勝訴の判決を下した際も、「日本帝国の朝鮮半島と韓国人に対する不法な植民地支配および侵略戦争の遂行と直結した反人道的な不法行為」という論理が適用されている。

現在、韓国人は植民地末期の戦時動員を、ドイツによるユダヤ人に対する反人倫的犯罪行為と似ているという認識・感情を持っている。 しかし、自分の認識がいつからどのように形成されたかについては考えてみない。著者は、このような考え方は2000年代に

現れ始め、それは戸塚が1990年代に提起した考え方であるという。今も韓国人は「ドイツは謝罪して賠償したのに、日本はなぜしないのか」という。ドイツのベルリンに慰安婦像を建てた時も、ドイツ人がユダヤ人に持つ罪意識に訴え、これを成功させた。朝鮮人をユダヤ人になぞらえることは、歴史的事実に照らしてみると明らかに荒唐無稽としか言えないのだが、それはすでに韓国国民の常識であり、情緒になってしまった。

著者は日本を「戦犯国家」と認識し、現存する軍事的脅威と見なす雰囲気も1990年代初めに慰安婦問題が突出した後のことだと説明する。それまでは1965年の国交正常化当時でも、ただ漠然と「文化的侵略」を憂慮する水準だったというのだ。

評者は、慰安婦や戦時労働者などの歴史問題は、共産主義、全共闘世代の後に続く日本の「反日主義者たち」が、自国内で体験した失敗による挫折から抜け出そうと、韓国を犠牲にして、日本に代わって韓国で自分たちの「理想」を実現しようとする欲望から始まったのではないかと考える。徴用工など戦時労働者問題もまた日本で先に提起、研究され、日本留学生等を通じて韓国左派に伝播された。今も韓国と日本で彼らの連帯は固く、今後慰安婦問題が収まろうとした時、彼らの団結と活動はより一層勢いを得ることになるだろう。

日本との「歴史戦争」に関連するいくつかの文章を書きながら、評者は「和解」を言ったことがない。それは歴史的真実に基づかなければ砂上の楼閣であり、いつでも問題は再発するからだ。また、韓国の反日種族主義は客観的条件と政治勢力の主導的働きにその原因があり、したがってその克服には研究者と市民運動家の険しい長期闘争、国民的教養の増進が必要不可欠であると考えるからだ。

韓国の反日種族主義は植民地時代から造成された。小中華意識が助長した日本に対する「優越意識」、そして現実ではそれに反する植民地としての「劣等感」の組み合わせだ。さらに遠くは壬辰倭乱まで遡るだろう。1980年代の経済的、政治的、国際関係上の成功が韓国に与えた自信は、慰安婦問題を契機に再び被害意識と優越意識の奇妙な組み合わせに発展した。慰安婦問題は韓国人の反日種族主義に油を注ぎ、日本の歴史教科書、独島、旭日旗、戦時労働者問題として連鎖的に爆発したのだ。

朴裕河教授による本書は、以上のような問題の展開過程を知り、問題をどのように解決するかについて参照する価値のある重要な著書だ。朴教授を支持する多くの日本人が現在の状況で何を問題にすべきか、そしてそれをどのように解決すべきかを熟考するのにも非常に有益である。韓日歴史問題と韓国の反日種族主義の形成と実態に関心を持つ市民に一読を勧める。

(プリワイパリ 邦訳は毎日新聞出版社、2022年刊)

注

1 3党合党:1990年、慮泰愚政権で当時の与党「民主正義党」に野党の金泳三(統一民主党)と金鍾泌(新民主共和党)が合流した事件。その結果、金泳三は与党候補として次の大統領になれたが、 軍事政権(慮泰愚)と妥協したという批判を受けるようになった。